

大規模な大会・イベントの開催を支援します

鳥栖市の魅力向上と、賑わい創出を目的に、全国規模や九州規模の大会・イベント等の主催者に対し、会場使用料の補助を行います。

1. 対象となる事業

延べ100人以上が来場・参加する、鳥栖市を会場とする大会・イベント等が対象となります。
ただし、以下のものは対象となりません。

(対象外となる事業)

- ・ 入場料を徴収するもの
- ・ 国や地方公共団体が主催となるもの
- ・ 特定の個人、団体、企業のセミナー、会議
- ・ 暴力団等が関与するもの
- ・ 宗教、政治的活動を目的とするもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 連鎖販売取引等により物品の販売等を行うもの
- ・ 市から他の補助金交付を受けているもの(注)(本補助金含む) など

(注) ただし、鳥栖市コンベンション等開催補助金は本補助金と併用可能

2. 補助金の額

補助金の額は、大会・イベント等の出場者・出品者等の出身都道府県の合計に応じて変わります。

(補助金額と区分)

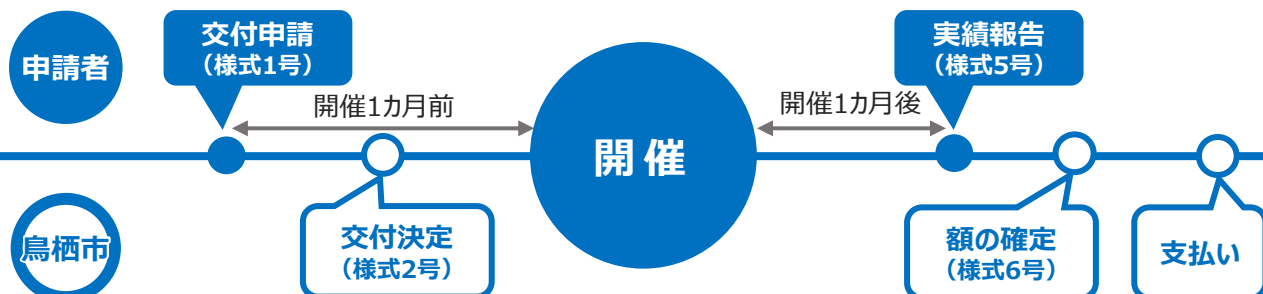
出身都道府県の合計	補助内容
16以上（大規模）	会場使用料の10分の10以内（限度額300,000円）
6以上（中規模）	会場使用料の10分の10以内（限度額200,000円）
3以上（小規模）	会場使用料の10分の10以内（限度額100,000円）

3. 申請の流れ

大会・イベント等の開催1カ月前までに、鳥栖市全国大会等開催補助金交付申請書(様式第1号)に

①開催要領等 ②収支予算書等を添えて、鳥栖市総合政策課へ提出してください。

(手続きの流れ)



※会場については別途、申請者で使用申請をする必要があります。詳細は施設を担当する課にお尋ねください。

※交付決定後、補助申請額の増減や大会・イベント等中止の場合は、変更申請書(様式3号)を提出してください。

